

仕 様 書

1 件 名

足立区職員互助会製パン等販売業務委託

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日(1年間)

ただし、足立区職員互助会事業運営委託評価委員会による評価が良好であり、かつ契約期間の満了から販売場所の改修工事が行われるまでに相当の期間があることが見込まれ、かつ契約期間満了日の3か月前までに、互助会から本契約を終了する旨の書面による申出がない場合は、契約期間満了日の翌日からさらに1年を1単位として、3回を限度に随意契約を可能とする。

3 業務内容

受託者は、足立区職員互助会(以下、「互助会」という。)会員等に受託者が製造した製パン販売を行う。

4 販売場所

足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館地下1階
互助会が指定する場所

5 面 積

9.86㎡

6 販売品目

製パン及びそれに準ずる商品で互助会に事前に届出したもの
※ 販売場所での調理、加工は不可とする。

7 販売個数

一日当たり約200個程度
ただし、互助会と協議のうえ変更可能

8 販売価格

市価より低価格であり、互助会に事前に届出した価格によること

9 販売時間

午前11時30分から午後1時30分まで
※ 準備時間も含める。

10 販売形態

常時、従業員による対面販売とする。

11 定休日

足立区役所の閉庁日(土・日・祝・年末年始)及び互助会が指定した日

12 施設使用料

17,000円/年を最低価格とし、受託者からの提示額により決定。
1年分を前払いで前年度末に支払うこと。途中契約解除した場合返戻はしない。

13 光熱水費

免除

14 貸与物品等

なし

※ ショーケース、レジスター、通信機器等は受託者の持ち込み。

※ インターネットの引き込み及び通信費用等は受託者負担。ただし、引き込みについては、事前に庁舎管理課と協議を行うこと。

※ 携帯については通信可能。ただし、状況により通信不安定となる場合あり。

※ スtockヤードなし

※ 搬出入の車両についての優遇措置なし

15 健康増進

(1) 受託者は、互助会の求めに応じて、健康増進を意識した商品の開発及び提供に努めること。また、本委託業務を通じて足立区衛生部と連携し、足立区が食を通じた健康増進への取り組みである「あだちベジタベライフ」を推進していることを意識した商品構成とすること。

(2) 受託者は、互助会の求めに応じ、商品にカロリー、塩分等を表示するよう努めること。

16 販売に伴う各種届出

受託者は、関係法令を順守し、受託者の責任で行う。

17 食中毒の対応

食中毒（疑いを含む）が発生した場合、直ちに互助会へ報告するとともに適切な処置を講じること。

18 賠償責任

受託者の故意、過失による行為及び販売する商品から生じた損害については、受託者がその責任を負う。

19 法令及び行政指導の遵守

受託者は、アレルギー物質を含む食品に関する表示義務その他法令を遵守し、政指導及び互助会からの衛生面や感染症等の蔓延防止措置の求めに応じるとともに、行施設管理上の指導に従うこと。

20 運営状況評価

互助会は、一年毎に製パン販売の運営状況に関する評価委員会を開催する。受託者は、評価委員会の意見に基づき業務改善に努めなければならない。

21 契約解除条項

(1) 受託者に契約の不履行があったとき。

(2) 受託者が契約の履行ができないとき。

(3) 受託者が足立区及び互助会の信用を傷つけ、又は会員の利益に反する行為をしたとき、もしくはその恐れがあるとき。

(4) 受託者が互助会の業務改善の指導に従わず、改善の見込みがないとき。

(5) 施設改修等により、施設の使用が長期にわたり困難なとき。

22 営業状況の報告

受託者は、毎月20日までに前月の販売実績を互助会に報告すること。

23 権利の譲渡・担保

受託者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保することはできない。

24 契約の更新

互助会は、第20項の規定による評価が良好であり、契約期間の満了から第4項の販売場所の改修工事が行われるまでに相当の期間があることが見込まれるときは、契約期間の3か月前までに受託者と協議し、本契約を更新することができる。

25 情報公開

受託者の会社名、氏名、住所、連絡先及び本契約から生じる販売実績は、互助会事業実績として会員及び区民に公表することを拒めない。

26 個人情報保護

受託者は、販売活動で知り得た個人情報を活用し、もしくは第三者に提供することはできない。これは、契約終了後も同様とする。

27 労働基準法等の遵守

(1) 受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。

(2) 受託者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、互助会の求めに応じて事情を報告しなければならない。

(3) 前項に関して経営状況の確認が必要なときには、互助会は財務状況等の報告を求めることができる。

28 自動車による配送について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

(3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

29 その他

(1) 受託者は、緊急連絡網を整備し、事故等が発生した場合は速やかに互助会に報告に対応すること。

(2) 販売場所で発生する苦情等については、互助会へ速やかに報告するとともに、いかなる場合においても誠意をもって迅速に解決すること。

(3) 年に1回以上、利用者アンケートをとり改善に生かすこと。

(4) 本契約に定めのない事項については、互助会と受託者で協議し、別に定めること。

30 担当

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区職員互助会事務局（人事課福利係内） 担当 稲村

電 話 03-3880-5252 FAX 03-3880-5611

E-mail : jinji@city.adachi.tokyo.jp